

令和元年度

監査報告書Ⅱ

(財政援助団体等監査)

飯田市監査委員

1 飯 監 第 5 4 号
令和元年 11 月 14 日

飯田市長 牧野光朗様
飯田市議会議長 湯澤啓次様
飯田市教育長 代田昭久様

飯田市監査委員 加藤良一
飯田市監査委員 戸崎博
飯田市監査委員 清水勇

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の目的

飯田市が財政援助、出資及び指定管理委託等を行っている団体等について、その事業が目的に沿って、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを検証するとともに、必要な指導等に心がけ、もって市行政の法規性、経済性、効率性及び有効性の保障を期するものとする。

第3 監査の期間

令和元年8月15日から11月14日まで

(予備監査は9月13日、9月19日及び9月20日に実施。面接監査は10月9日に実施)

第4 監査の方法及び着眼点

出納その他の事業の執行等について、あらかじめ指定して提出を求めた資料に基づき、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、所管の長及び関係職員から説明を聴取した。

(1) 財政援助団体監査

① 所管部局関係

ア 補助金、交付金、負担金等その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。

エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

オ 補助金等の交付目的や効果等から判断して統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

② 団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

(2) 出資団体監査

① 所管部局関係

ア 出資の目的及び出資等の金額は妥当か。

イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

エ 出資等対象団体の経営成績及び財政状態を充分把握し適切な指導監督を行っているか。

オ 財産、備品、車両の管理は良好に行われているか。

② 団体関係

- ア 定款又は規約並びに経理規程等諸規定は整備されているか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は作成されているか。また、事業成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- カ 関係帳票の整備及び記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- キ 収支の会計経理、財産管理（固定資産、有価証券、動産等）及び資金の運用は適切か。また経費節減は図られているか。
- ク 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ケ 役員・組織は機能しているか。また、監事監査の実施状況は適切か。
- コ 金庫管理、現金、公印の管理等についての内部統制組織は機能しているか。

(3) 公の施設の指定管理者監査

① 所管部局関係

- ア 指定管理者に対して、条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。
 - a 管理する施設及び業務の内容は明確か。
 - b 指定管理者との間の経費の負担区分は明確か。
- イ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

② 団体関係（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ その他、前記（2）出資団体監査の②団体関係を準用する。

第5 監査の結果

I おひさま進歩エネルギー株式会社（公の施設の指定管理者監査）

1 監査の対象

名称 おひさま進歩エネルギー株式会社（以下「おひさま進歩エネルギー」という。）

代表者 代表取締役社長 菅沼利和

所在地 飯田市馬場町3丁目411番地

上記団体の所管部局 市民協働環境部 環境モデル都市推進課

2 監査の範囲

「飯田市旧飯田測候所」の指定管理団体として、平成29年度から令和元年度までの事業に係る出納、その他の業務の執行について監査の範囲とした。

3 監査の結果

おひさま進歩エネルギーによる施設の指定管理は、その目的に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正に行われていることを認めたが、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

「飯田市旧飯田測候所の管理運営業務に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）及び「おひさま進歩エネルギー経理規程」（以下「経理規程」という。）に定める一部の事項について、遵守されていない点が認められたので是正又は改善を求める。

- (1) 協定書の第9条に「指定管理者は、管理運営業務に係る収支の一切を、単独の会計簿等で管理するものとする。」と謳われているが、会計伝票、証憑類はすべて他の業務と一連に綴っており、単独の会計簿等で管理されていないことを認めたため、協定書を遵守すること。

【おひさま進歩エネルギー】

- (2) 「初回の実行ではない口座振替の引き落としによる経理処理」について、経理規程第11条第4項に沿って執行されていないことを認めた。併せて、同条第5項に謳われる「伝票起票処理フロー」が同条第4項に沿っていないことも認めたため、経理規程を遵守すること。

なお、経理規程が現状に沿わない場合は、見直しを速やかに行うこと。

【おひさま進歩エネルギー】

- (3) 環境モデル都市推進課は主管課として、おひさま進歩エネルギーによる施設の管理運営が協定書に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。

【環境モデル都市推進課】

【指導事項】

なし

【検討要望事項】

(1) 課の担当者が変わってもスムーズな事務事業が遂行できるよう、おひさま進歩エネルギーとの懇談や打合せ等実施した記録を残されたい。

【環境モデル都市推進課】

(2) 国の登録有形文化財である飯田市旧飯田測候所の老朽化を考慮し、文化庁などに相談をしながら必要に応じた計画的な修繕を行われたい。

【環境モデル都市推進課】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第12項の規定に基づくもの）

(1) 令和元年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）指摘事項

| 指摘事項 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>① 協定書の第9条に「指定管理者は、管理運営業務に係る収支の一切を、単独の会計簿等で管理するものとする。」と謳われているが、会計伝票、証憑類はすべて他の業務と一連に綴っており、単独の会計簿等で管理されていないことを認めたため、協定書を遵守すること。</p> <p style="text-align: center;">【おひさま進歩エネルギー】</p> | <p>① 協定書第9条の規定によらず、管理運営業務とその他の業務の会計伝票等を一連に綴り、年度末に分けていましたが、今後は管理運営業務に係る収支の一切を単独の会計簿で管理します。</p> |
| <p>② 「初回の実行ではない口座振替の引き落としによる経理処理」について、経理規程第11条第4項に沿って執行されていないことを認めた。併せて、同条第5項に謳われる「伝票起票処理フロー」が同条第4項に沿っていないことも認めたため、経理規程を遵守すること。</p> <p>なお、経理規程が現状に沿わない場合は、見直しを速やかに行うこと。</p> <p style="text-align: center;">【おひさま進歩エネルギー】</p> | <p>② 経理規程どおりに執行されていないことについて、現状に合うように経理規程及び「伝票起票処理フロー」の見直しを役員会で行いました。</p> |
| <p>③ 環境モデル都市推進課は主管課として、おひさま進歩エネルギーによる施設の管理運営が協定書に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。</p> <p style="text-align: center;">【環境モデル都市推進課】</p> | <p>③ 利用申請、利用料金の納付及び還付、利用料金の減免など、条例並びに基本協定書及び年度協定書に沿って運営されるよう、月報提出時の機会をとらえ確認していきます。</p> <p>さらに、事業報告により評価をし、必要に応じて指導をするよう努めます。</p> |

(2) 令和元年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査) 検討要望事項

| 検討要望事項 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>① 課の担当者が変わってもスムーズな事務事業が遂行できるよう、おひさま進歩エネルギーとの懇談や打合せ等実施した記録を残されたい。</p> <p style="text-align: center;">【環境モデル都市推進課】</p> | <p>① 今後、指定管理者との打合せ記録簿を整備し、事務事業の検討経過がわかるようにします。</p> |
| <p>② 国の登録有形文化財である飯田市旧飯田測候所の老朽化を考慮し、文化庁などに相談をしながら必要に応じた計画的な修繕を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【環境モデル都市推進課】</p> | <p>② 必要な修繕については、文化庁との協議窓口となっている教育委員会と相談しながら、登録有形文化財としての価値を損なわないよう留意しながら計画的に進めていきます。</p> |

5 監査対象団体の概要等

(1) 設立の目的

次の事業を営むことを目的とする。

- ① 太陽光、バイオマス等の自然エネルギーを利用した発電・発熱業務及び電力・熱・燃料の販売
- ② 高効率の照明や空調等の省エネルギーを利用した発電・発熱業務及び電力・熱・燃料の販売
- ③ 自然エネルギー発電・発熱及び省エネルギーに関するコンサルティング業務
- ④ 自然エネルギー発電・発熱及び省エネルギーについての研修会やセミナー等の企画運営
- ⑤ 自然エネルギー及び省エネルギー等に関する事業等を対象とした金融商品の企画、組成、募集及び運用等資金調達に係る業務
- ⑥ 自然エネルギーの環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」等に関する販売及びコンサルティング
- ⑦ 前各号に附帯する一切の業務

(2) 組織の概要 (令和元年8月末現在)

- ① 役員 取締役4人 (うち、代表取締役社長1人、代表取締役専務1人、取締役2人)
監査役1人
- ② その他の社員13人 (うち、パート社員8人)

(3) 飯田市旧飯田測候所に係る指定管理料の状況

平成29年度 4,923,900円
 平成30年度 4,923,900円
 令和元年度 4,923,900円 (概算)

(4) 沿革

2003年 特定非営利活動法人南信州おひさま進歩発足
 2004年 おひさま進歩エネルギー有限公司設立
 2005年 南信州おひさまファン드를募集
 2007年 おひさまエネルギーファンド株式会社設立、おひさま進歩エネルギー株式会社設立

- 2009年 おひさま0円システム開始
- 2013年 環境大臣表彰受賞
- 2014年 事務所を飯田市旧飯田測候所に移転
- 2016年 飯田自然エネルギー大学を開校
- 2018年 飯田まちづくり電力株式会社設立
- 同年 創業者退任。新たな役員体制を構築し現在に至る

(5) 環境政策の推進及び協働によるまちづくりの推進に関する事業内容 (平成30年度)

① 環境政策推進事業

- ア 自然エネルギー大学の開校
- イ 環境学習講座開催
- ウ 環境団体による飯田市旧飯田測候所の利用

② 協働によるまちづくり推進事業

- ア 橋北夏祭り
- イ 橋北イルミネーションフェスタ協力
- ウ 橋北クリスマスイベント出店
- エ 竜丘環境家計簿事業

(6) 指定管理に係る財務状況

① 平成29年度

(単位：円)

| 収入科目 | 収入額 | 支出科目 | 支出額 |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 指定管理料 | 4,923,900 | 人件費 | 3,316,263 |
| 施設利用料 | 32,600 | 備品消耗品費 | 39,676 |
| | | 光熱水費 | 563,394 |
| | | 修繕費 | 56,257 |
| | | 通信運搬費 | 48,849 |
| | | 手数料 | 2,160 |
| | | 委託費 | 876,979 |
| | | 管理事務費 | 41,396 |
| | | 保険料 | 12,060 |
| 合計 | 4,956,500 | 合計 | 4,957,034 |

② 平成30年度

(単位：円)

| 収入科目 | 収入額 | 支出科目 | 支出額 |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 指定管理料 | 4,923,900 | 人件費 | 3,750,381 |
| 施設利用料 | 8,850 | 備品消耗品費 | 49,920 |
| その他 | 11 | 光熱水費 | 526,795 |
| | | 修繕費 | 19,051 |
| | | 通信運搬費 | 48,195 |
| | | 手数料 | 1,728 |
| | | 委託費 | 919,897 |
| | | 管理事務費 | 58,742 |
| | | 保険料 | 12,060 |
| 合計 | 4,932,761 | 合計 | 5,386,769 |

II 橋南まちづくり委員会（公の施設の指定管理者監査）

1 監査の対象

名 称 橋南まちづくり委員会

代表者 会長 竹内文隆

所在地 飯田市扇町 35 番地

上記団体の所管部局 市民協働環境部 環境モデル都市推進課

2 監査の範囲

「飯田市 21 世紀環境共生型モデル住宅」（以下「エコハウス」という。）の指定管理団体として、平成 28 年度から令和元年度までの事業に係る出納、その他の業務の執行について監査の範囲とした。

3 監査の結果

橋南まちづくり委員会による施設の指定管理は、その目的に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正に行われていることを認めたが、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

「飯田市21世紀環境共生型モデル住宅条例」（平成21年12月28日条例第43号。以下「条例」という。）並びに「飯田市21世紀環境共生型モデル住宅の管理運営業務に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）に定める一部の事項について、条例及び協定書に沿っていない点が認められたので是正又は改善を求める。

(1) 条例の第9条第3項に謳われる「指定管理者は（中略）利用料金を定めたときは直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。」について。

① 利用料金が公表されていないことを認めたため、条例を遵守し直ちに公表すること。

【橋南まちづくり委員会】

② 施設内に利用料金の掲示がされていないことを認めたため、条例を遵守し直ちに利用者の見やすい場所に掲示すること。

【橋南まちづくり委員会】

(2) 「管理物品・備品等」について、協定書の別紙3に謳われる内容と実際の備品があわないことを認めたため是正すること。

【環境モデル都市推進課】

(3) 環境モデル都市推進課は主管課として、橋南まちづくり委員会による施設の管理運営が条例及び協定書に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。

【環境モデル都市推進課】

【指導事項】 なし

【検討要望事項】

(1) 橋南まちづくり委員会の役員が変わってもスムーズな指定管理業務が遂行できるよう、エコハウス管理運営部会の会議記録を残されたい。

【橋南まちづくり委員会】

(2) 課の担当者が変わってもスムーズな事務事業が遂行できるよう、指定管理者との懇談や打合せ等実施した記録を残されたい。

【環境モデル都市推進課】

(3) 飯田市公共施設マネジメント基本方針に沿い、必要に応じた計画的な修繕を行われたい。

【環境モデル都市推進課】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第12項の規定に基づくもの）

(1) 令和元年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）指摘事項

| 指摘事項 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>① 条例の第9条第3項に謳われる「指定管理者は（中略）利用料金を定めたときは直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。」について。</p> <p>ア 利用料金が公表されていないことを認めため、条例を遵守し直ちに公表すること。</p> <p>イ 施設内に利用料金の掲示がされていないことを認めため、条例を遵守し直ちに利用者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>【橋南まちづくり委員会】</p> | <p>①</p> <p>ア 橋南まちづくり委員会はホームページを開設していないため、今後は広報いいだに掲載するなど行政と相談して利用料金の公表方法を検討していきます。</p> <p>イ 指摘された翌日に施設内の壁に提示しました。</p> |
| <p>② 「管理物品・備品等」について、協定書の別紙3に謳われる内容と実際の備品があわないことを認めため是正すること。</p> <p>【環境モデル都市推進課】</p> | <p>② 協定書の備品明細に相違があることを確認したため、協定書の変更を速やかに行います。</p> |
| <p>③ 環境モデル都市推進課は主管課として、橋南まちづくり委員会による施設の管理運営が条例及び協定書に沿って適切に行われているかを確認し、必要に応じて指導すること。</p> <p>【環境モデル都市推進課】</p> | <p>③ 利用申請、利用料金の納付及び還付、利用料金の減免など、条例並びに基本協定書及び年度協定書に沿って運営されるよう、月報提出時の機会を捉えて確認していきます。</p> <p>さらに、事業報告により評価をし、必要に応じて指導するよう努めます。</p> |

(2) 令和元年度 監査報告書Ⅱ (財政援助団体等監査) 検討要望事項

| 検討要望事項 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>① 橋南まちづくり委員会の役員が変わってもスムーズな指定管理業務が遂行できるよう、エコハウス管理運営部会の会議記録を残されたい。</p> <p style="text-align: center;">【橋南まちづくり委員会】</p> | <p>① 今後は会議録を作成し、指定管理業務の検討経過がわかるようにします。</p> |
| <p>② 課の担当者が変わってもスムーズな事務事業が遂行できるよう、指定管理者との懇談や打合せ等実施した記録を残されたい。</p> <p style="text-align: center;">【環境モデル都市推進課】</p> | <p>② 今後、指定管理者との打合せ記録簿を整備し、事務事業の検討経過がわかるようにします。</p> |
| <p>③ 飯田市公共施設マネジメント基本方針に沿い、必要に応じた計画的な修繕を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【環境モデル都市推進課】</p> | <p>③ 修繕必要個所の確認を行い、施設の修繕については優先順位を付け整理をし、緊急性の高いものから予算要求をして実施しています。小規模な修繕については、指定管理者と協議をしながら対応します。</p> |

5 監査対象団体の概要等

(1) 目的

自主自立の自治の精神に基づき、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(2) 組織の概要

- ① 自治委員会
- ② 生活安全委員会
- ③ 健康福祉委員会
- ④ 環境委員会
- ⑤ 公民館・育成委員会

* 自治委員会の組織内に「エコハウス管理運営部」が設置されている

(3) 役員体制

会長1人、副会長2人、会計1人、監事3人

(4) エコハウスに係る指定管理料の状況

平成28年度 3,015,000円
 平成29年度 3,015,000円
 平成30年度 3,015,000円
 令和元年度 3,025,000円 (概算)

(5) 指定管理に係る実績 (平成30年度)

① 施設の利用状況

(来場者数。単位：人)

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 619 | 379 | 386 | 781 | 591 | 286 | 424 | 819 | 263 | 206 | 196 | 284 | 5,234 |

② 業務の実施状況

ア 維持管理業務

- a 施設管理
- b 設備維持管理
- c 環境衛生維持

イ 「信州飯田エコハウス推進地域協議会」との連携事業

- a 講座（りんご並木のエコカフェ95回）
- b 展示（飯田市立動物園写生大会絵画、夢のつばさアート展）
- c 情報発信（エコハウス推進コーディネーターによるブログ情報発信 308回更新）

③ 施設利用料金等の収入実績

| 月 | 利用件数（件） | 利用料金（円） | 売電（円） |
|-----|---------|---------|--------|
| 4月 | 1 | 1,250 | 9,504 |
| 5月 | 2 | 2,500 | 10,320 |
| 6月 | 2 | 2,500 | 11,040 |
| 7月 | 0 | 0 | 11,328 |
| 8月 | 0 | 0 | 8,208 |
| 9月 | 1 | 1,250 | 8,736 |
| 10月 | 4 | 5,750 | 5,712 |
| 11月 | 4 | 5,500 | 8,160 |
| 12月 | 2 | 2,500 | 6,672 |
| 1月 | 1 | 1,350 | 4,992 |
| 2月 | 2 | 3,100 | 4,848 |
| 3月 | 2 | 3,100 | 6,192 |
| 計 | 21 | 28,800 | 95,712 |

(6) 指定管理に係る財務状況

① 平成28年度

(単位：円)

| 収入科目 | 収入額 | 支出科目 | 支出額 |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 指定管理料 | 3,015,000 | 委託料 | 2,727,970 |
| 利用料金 | 93,900 | 電気料金 | 55,071 |
| 売電 | 84,384 | 水道料金 | 28,140 |
| 資料代ほか | 6,764 | 通信費 | 54,143 |
| | | 消耗品・備品 | 42,799 |
| | | 補修・工事 | 18,522 |
| | | その他 | 67,112 |
| 合計 | 3,200,048 | 合計 | 2,993,757 |

② 平成 29 年度

(単位：円)

| 収入科目 | 収入額 | 支出科目 | 支出額 |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 指定管理料 | 3,015,000 | 委託料 | 2,727,970 |
| 利用料金 | 60,700 | 電気料金 | 65,962 |
| 売電 | 86,928 | 水道料金 | 32,160 |
| 資料代ほか | 424 | 通信費 | 58,528 |
| 繰越金 | 206,291 | 消耗品・備品 | 53,479 |
| | | 補修・工事 | 21,200 |
| | | その他 | 42,402 |
| 合計 | 3,369,343 | 合計 | 3,001,701 |

③ 平成 30 年度

(単位：円)

| 収入科目 | 収入額 | 支出科目 | 支出額 |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 指定管理料 | 3,015,000 | 委託料 | 2,727,970 |
| 施設利用料 | 28,800 | 電気料金 | 60,414 |
| 売電 | 95,712 | 水道料金 | 32,160 |
| 資料代ほか | 6 | 通信費 | 56,983 |
| 繰越金 | 367,642 | 消耗品・備品 | 114,629 |
| | | 補修・工事 | 0 |
| | | その他 | 515,004 |
| 合計 | 3,507,160 | 合計 | 3,507,160 |

Ⅲ いいだ人形劇フェスタ実行委員会（財政援助団体監査）

1 監査の対象

名 称 いいだ人形劇フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）

代表者 実行委員長 原田雅弘

所在地 飯田市高羽町5丁目5番地1

上記団体の所管部局 教育委員会 飯田文化会館（以下「文化会館」という。）

2 監査の範囲

「いいだ人形劇フェスタ 2018・世界人形劇フェスティバル」（以下「人形劇フェスタ」という。）に係る「いいだ人形劇フェスタ 2018 負担金」（以下「負担金」という。）を交付している財政援助団体として、主に平成 30 年度の事業に係る出納、その他の業務の執行について監査の範囲とした。

3 監査の結果

実行委員会の運営は、その目的に沿って実施されており、負担金もその交付目的に沿っておおむね適正に執行されていることを認めたが、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

「いいだ人形劇フェスタ財務運営規則」（以下「財務運営規則」という。）に定める一部の事項について、遵守されていない点が認められたので是正又は改善を求める。

- (1) 財務運営規則の(3)④に「予算執行は（中略）飯田市財務規則に準じて事務局が行う。ただし、企画運営会議において決定したものについては、飯田市財務規則に準じない取扱もできるものとする。」と謳われているが、企画運営会議において決定しないにも関わらず、飯田市財務規則に準じない取扱をしている事例を複数認めたため財務運営規則を遵守すること。

【文化会館】

- (2) 財務運営規則の(3)⑥に「決算内容は（中略）公式ホームページで公表する」と謳われているが、面接監査時において公表されていないことを認めたため、財務運営規則を遵守し速やかに公表すること。

【文化会館】

- (3) 遅延している支払が複数あることを認めたため、財務運営規則を遵守し速やかな支払いを行うこと。

【文化会館】

【指導事項】

負担金交付の根拠としている「負担金交付規則」（昭和 45 年飯田市規則第 31 号）の第 3 条に「補助金等の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。」と謳われているが、同条（3）に謳われる「完了の予定期日」について記載がないことを認めたため補完すること。

【文化会館】

【検討要望事項】

年々、いいだ人形劇フェスタへの参加者（参加証ワッペン販売数）及びボランティアスタッフが減少している状況にあることを認めた。前身の人形劇カーニバルから 41 回を数える、日本最大級の人形劇の祭典となったいいだ人形劇フェスタの開催目的を達成するために、実行委員会、文化会館が一丸となって、参加者及びボランティアスタッフの充実に努められたい。

【実行委員会・文化会館】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づくもの）

（1）令和元年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）指摘事項

| 指摘事項 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>① 財務運営規則の（3）④に「予算執行は（中略）飯田市財務規則に準じて事務局が行う。ただし、企画運営会議において決定したものについては、飯田市財務規則に準じない取扱もできるものとする。」と謳われているが、企画運営会議において決定しないにも関わらず、飯田市財務規則に準じない取扱をしている事例を複数認めたため財務運営規則を遵守すること。</p> <p>【文化会館】</p> | <p>① すべての予算執行において、財務運営規則を遵守し、飯田市財務規則に準じて予算執行を行うよう改めます。また、飯田市財務規則に準じない取扱を行う際は、必ず企画運営会議において決定するよう徹底します。</p> |
| <p>② 財務運営規則の（3）⑥に「決算内容は（中略）公式ホームページで公表する」と謳われているが、面接監査時において公表されていないことを認めたため、財務運営規則を遵守し速やかに公表すること。</p> <p>【文化会館】</p> | <p>② 指摘を受けて決算内容を公式ホームページで公表しました。今後は、決算が確定した後、速やかに公式ホームページで公表します。</p> |
| <p>③ 遅延している支払が複数あることを認めたため、財務運営規則を遵守し速やかな支払いを行うこと。</p> <p>【文化会館】</p> | <p>③ 請求書を受領後、財務運営規則に基づき速やかに支払を行うよう徹底します。</p> |

(2) 令和元年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）指導事項

| 指導事項 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>負担金交付の根拠としている「負担金交付規則」(昭和45年飯田市規則第31号)の第3条に「補助金等の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。」と謳われているが、同条(3)に謳われる「完了の予定期日」について記載がないことを認めため補完すること。</p> <p style="text-align: center;">【文化会館】</p> | <p>負担金交付申請書について「完了の予定期日」を記載したフォーマットに変更しました。今後は負担金交付申請書の項目に漏れのないよう改めます。</p> |

(3) 令和元年度 監査報告書Ⅱ（財政援助団体等監査）検討要望事項

| 検討要望事項 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>年々、いいだ人形劇フェスタへの参加者（参加証ワッペン販売数）及びボランティアスタッフが減少している状況にあることを認めた。前身の人形劇カーニバルから41回を数える、日本最大級の人形劇の祭典となったいいだ人形劇フェスタの開催目的を達成するために、実行委員会、文化会館が一丸となって、参加者及びボランティアスタッフの充実に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【実行委員会・文化会館】</p> | <p>参加者及びボランティアスタッフの減少は課題として認識しています。実行委員会では、参加者を増やすための人形劇観劇ツアーや、スタッフ確保のために小中学校訪問によるサポートスタッフ募集依頼、シニア大学タウンミーティングでのシニア世代の募集、協賛企業へのスタッフ依頼などに取り組んでおり、引き続き参加者が増えるように努めていきます。</p> |

5 監査対象団体の概要等

(1) あゆみ

| 年 | 経緯 | 実行委員長 |
|-------|--|-------|
| 1979年 | 第1回人形劇カーニバル飯田開催 | 市長 |
| 1988年 | 第10回人形劇カーニバル飯田開催 世界人形劇フェスティバル併催 | 〃 |
| 1998年 | 第20回人形劇カーニバル飯田開催 世界人形劇フェスティバル併催 人形劇カーニバル飯田終了 | 〃 |
| 1999年 | いいだ人形劇フェスタ実行委員会発足 第1回いいだ人形劇フェスタ開催 | 市民 |
| 2008年 | 第10回いいだ人形劇フェスタ開催 世界人形劇フェスティバル併催 | 〃 |
| 2018年 | 第20回いいだ人形劇フェスタ開催 世界人形劇フェスティバル併催 | 〃 |
| 2019年 | 第21回いいだ人形劇フェスタ開催 現在に至る | 〃 |

(2) 飯田市負担金の状況

平成 20 年度（フェスタ 2008） 60,000,000 円（一般財源 60,000,000 円）
平成 21 年度（フェスタ 2009） 18,000,000 円（一般財源 18,000,000 円）
平成 22 年度（フェスタ 2010） 18,000,000 円（一般財源 18,000,000 円）
平成 23 年度（フェスタ 2011） 23,000,000 円（一般財源 19,000,000 円）
平成 24 年度（フェスタ 2012） 23,000,000 円（一般財源 18,000,000 円）
平成 25 年度（フェスタ 2013） 44,650,000 円（一般財源 18,000,000 円）
平成 26 年度（フェスタ 2014） 28,000,000 円（一般財源 18,000,000 円）
平成 27 年度（フェスタ 2015） 33,700,000 円（一般財源 18,000,000 円）
平成 28 年度（フェスタ 2016） 30,800,000 円（一般財源 18,000,000 円）
平成 29 年度（フェスタ 2017） 32,240,000 円（一般財源 23,000,000 円）
平成 30 年度（フェスタ 2018） 62,164,712 円（一般財源 46,464,712 円）

(3) 組織

役員は正副実行委員長、公演企画委員、顧問及び監査委員である。正副実行委員長の任期は 2 年、その他の役員の任期は原則としてその就任の時から毎フェスタ終了までである。

平成 30 年度の事務局体制は、事務局長（文化会館館長）、事務局職員 5 人（文化会館人形劇のまちづくり係職員）である。

(4) 実施事業

いいだ人形劇フェスタの開催（事業概要）

| | 2018 年 (平成 30 年度) | 2017 年 (平成 29 年度) | 2016 年 (平成 28 年度) | 2015 年 (平成 27 年度) | 2014 年 (平成 26 年度) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 上演参加劇団数 (劇団) | 297 | 271 | 259 | 240 | 272 |
| 舞台数 (舞台) | 631 | 507 | 520 | 457 | 498 |
| 会場数 (個所) | 165 | 142 | 140 | 137 | 138 |
| ワッペン販売数 (枚) | 15,236 | 11,597 | 11,679 | 12,088 | 13,206 |
| 観客数 (人) | 60,649 | 41,647 | 39,512 | 40,575 | 46,328 |
| ボランティア スタッフ (人) | 2,538 | 2,003 | 1,996 | 2,002 | 2,150 |

(5) 財務状況 (決算額)

① いいだ人形劇フェスタ 2018 一般会計決算の状況

収支総額

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 摘要 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 収入総額 | 102,700,000 | 107,413,715 | 4,713,715 | |
| 支出総額 | 102,700,000 | 89,756,875 | 12,943,125 | |
| 飯田市への戻入 | 0 | 12,535,288 | △12,535,288 | |
| 差引 | 0 | 5,121,552 | 5,121,552 | 繰越金 |

収入の部

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 摘要 |
|---------------|-------------|-------------|-----------|--------------|
| 基本参加費(ワッペン収入) | 9,800,000 | 10,665,200 | 865,200 | @700×15,236枚 |
| 負担金 | 81,090,000 | 81,510,721 | 420,721 | |
| 有料売上費 | 3,500,000 | 6,309,300 | 2,809,300 | |
| 協賛金 | 900,000 | 978,024 | 78,024 | |
| 繰入金 | 450,000 | 692,510 | 242,510 | |
| 賛助会員会費 | 450,000 | 520,000 | 70,000 | @10,000×52口 |
| 補助金 | 607,000 | 599,000 | △8,000 | 県元気づくり支援金 |
| 繰越金 | 4,916,700 | 4,916,700 | 0 | 昨年度より |
| 諸収入 | 986,300 | 1,222,260 | 235,960 | |
| 合計 | 102,700,000 | 107,413,715 | 4,713,715 | |

支出の部

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 摘要 |
|---------|-------------|------------|------------|----------|
| 地区実行委員会 | 9,400,000 | 9,382,390 | 17,610 | |
| 公演関係費 | 63,800,000 | 53,869,652 | 9,930,348 | |
| 交流事業費 | 3,460,000 | 3,096,081 | 363,919 | |
| パーク運営費 | 6,140,000 | 5,855,066 | 284,934 | セントラルパーク |
| 広報宣伝費 | 10,220,000 | 10,960,522 | △740,522 | |
| 総務運営費 | 8,680,000 | 6,593,164 | 2,086,836 | |
| 予備費 | 1,000,000 | 0 | 1,000,000 | |
| 合計 | 102,700,000 | 89,756,875 | 12,943,125 | |

② いいだ人形劇フェスタ 2018 特別会計決算の状況

ア グッズ会計

収入の部

(単位：円)

| 項目 | 収入済額 | 摘要 |
|--------|-----------|----|
| 前年度繰越金 | 3,136,121 | |
| グッズ売上 | 930,650 | |
| 預金利息 | 25 | |
| 合計 | 4,066,796 | |

支出の部

| 項目 | 支出済額 | 摘要 |
|------------|-----------|---------------|
| グッズ製作費 | 1,349,272 | ぬいぐるみ、ストラップほか |
| 委託販売 売上金支払 | 92,500 | |
| 消耗品 | 2,354 | 販売用袋ほか |
| 振込手数料 | 1,296 | |
| 合計 | 1,445,422 | |

収支 2,621,374 円を次年度へ繰越

イ 劇人参加費特別会計

収入の部

(単位：円)

| 項目 | 収入済額 | 摘要 |
|-------|-----------|----|
| 劇人参加費 | 5,357,190 | |
| 預金利息 | 1 | |
| 合計 | 5,357,191 | |

支出の部

| 項目 | 支出済額 | 摘要 |
|-------------|-----------|-----------|
| 公民館宿泊経費 | 906,681 | |
| チケット会計への繰入金 | 2,707,300 | 劇人分チケット売上 |
| ワッペン会計への繰入金 | 1,050,700 | 劇人分ワッペン売上 |
| 本会計への繰入金 | 692,510 | |
| 合計 | 5,357,191 | |

収支 0 円

③ いいだ人形劇フェスタ基金の状況

(単位：円)

| 基金名 | 平成 30 年度末残高 |
|-------------|-------------|
| 国際交流基金 | 1,669,840 |
| 山本有三記念郷土文化賞 | 506,364 |
| 新しい観光地づくり賞 | 151,915 |
| NHK 地域放送文化賞 | 201,783 |
| 賛助会費基金 | 2,727,563 |
| 地域再生大賞ブロック賞 | 100,030 |
| 基金合計 | 5,357,495 |